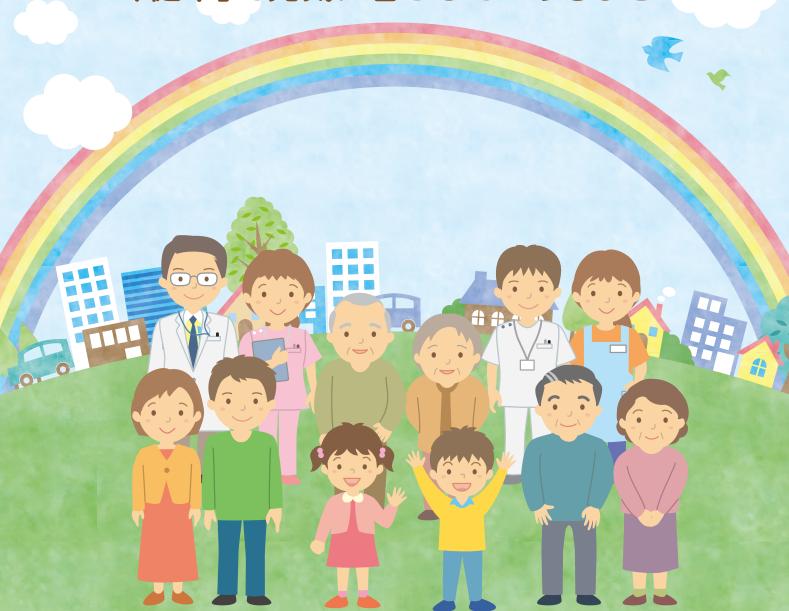
# 第8次長門市高龄者健康福祉計画

# 概 要 版

誰もが地域で支えあい 「健幸」で元気に暮らしていけるまち



令和3年(2021年)3月 長門市

# 🚹 計画の概要

## ● 計画策定の背景と趣旨

本市においては、令和2年9月末現在で既に高齢化率(総人口に占める高齢者人口の割合)が43.2%に達し、65歳以上の要支援・要介護認定者数は2,727人(認定率19.0%)となっています。今後、高齢者数は減少に転じる一方、後期高齢者はさらに増加することが見込まれる中で、介護予防の推進や介護サービス基盤の充実とともに、ひとり暮らし高齢者の増加を踏まえた多様な見守り施策等により、要介護状態になっても住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活を送ることを可能とする社会の実現を目指す必要があります。

本計画では、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年までの本市の状況を見通しながら、これまでの事業実績や地域の現状を踏まえつつ、様々な課題の解決と高齢者保健福祉のさらなる充実を図ります。

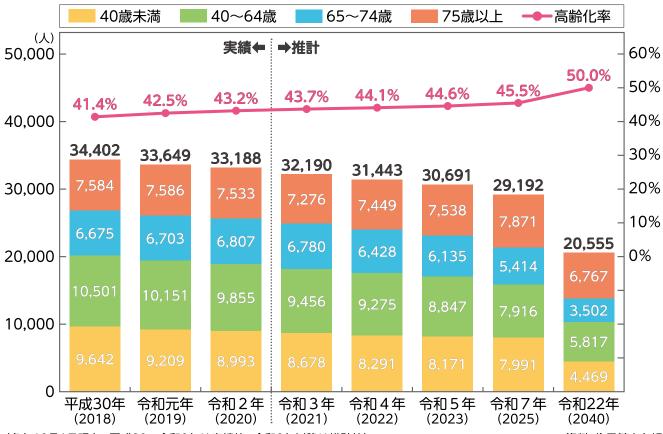
## ② 計画の期間

計画期間は令和3年度から5年度までの3年間です。

# 2 高齢者の状況

## ● 年齢階層別人□と高齢化率の推移

65歳以上の高齢者人口は令和2年をピークに減少に転じる見込みですが、65歳未満の人口減少率がそれを上回るため、高齢化率はその後も上昇を続け、令和7年には45.5%、令和22年には50.0%に達する見込みです。



(各年10月1日現在、平成30~令和2年は実績値、令和3年以降は推計値)

資料:住民基本台帳

## ② 要介護度別認定者数の推移

後期高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数も少なくとも令和7年度までは増加が見込まれます。また、65歳以上人口に対する要支援・要介護認定者の割合も上昇を続け、令和7年には20.6%、令和22年には26.1%まで上昇すると推計されます。

#### ■ 要支援・要介護認定者の要介護度別構成

(単位:人)

区分	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和7 (2025)	令和22 (2040)
要支援1	208	228	239	225	226	225	225	199
要支援 2	328	325	322	317	313	315	314	299
要介護1	575	623	651	620	622	622	621	587
要介護 2	556	571	558	574	577	581	586	588
要介護3	407	389	415	405	407	413	419	421
要介護 4	308	298	330	334	336	338	346	350
要介護 5	264	264	262	266	266	270	272	268
認定者合計	2,646	2,698	2,777	2,741	2,747	2,764	2,783	2,712
65歳以上人口	14,259	14,289	14,340	14,056	13,877	13,673	13,285	10,269
65歳以上の認定者	2,583	2,643	2,727	2,693	2,699	2,716	2,739	2,683
65歳人口に対する 認定者割合(%)	18.1	18.5	19.0	19.2	19.4	19.9	20.6	26.1

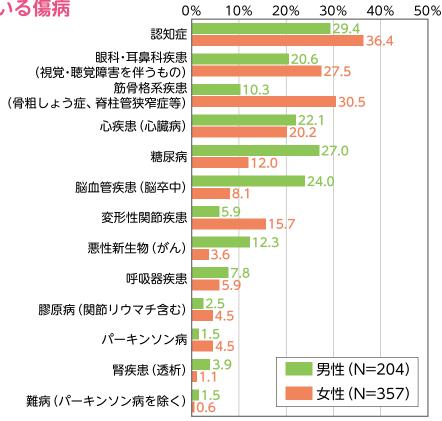
<sup>※</sup>平成30~令和2年は実績値、令和3年以降は推計値(各年9月末現在)

資料:介護保険事業状況報告

# 日 計画策定基礎調査の結果

# ❶ 要介護者が現在抱えている傷病

在宅の要介護者が現在抱えている傷病を男女別に見ると、男性に比べ女性の回答割合が高いのは「認知症」「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」「変形性関節疾患」、女性に比べ男性の回答割合が高いのは「糖尿病」「脳血管疾患(脳卒中)」「悪性新生物(がん)」となっています。

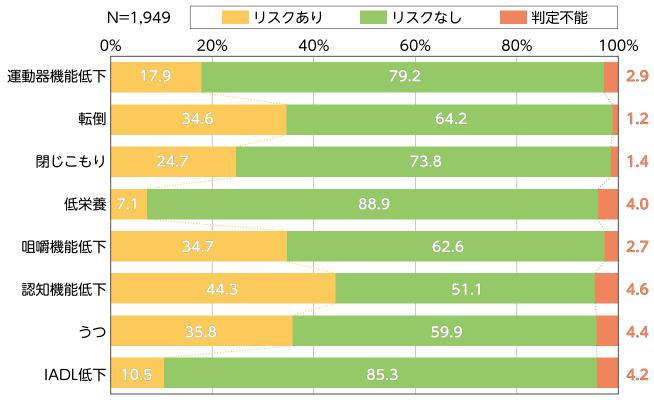


## 2 要介護度の悪化につながるリスクの発生状況

厚生労働省の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」によれば、地域包括ケアシステムの構築を進めるために、高齢者の要介護度の悪化につながるリスクの発生状況を地域ごとに把握、分析することが推奨されています。

国の基準に従って回答者のリスク発生状況を判定した結果は下図のとおりです。

#### ■ 各種リスク判定結果(長門市全体)



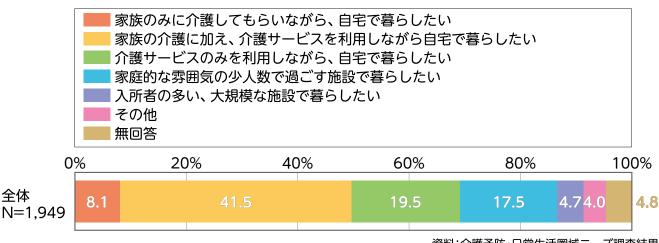
資料:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

※IADL (手段的日常生活動作) については、「低い」「やや低い」と判定された人を「リスクあり」としています。

# ❸ 介護が必要になった時の暮らし方の希望

介護が必要になった時の暮らし方については、「家族の介護に加え、介護サービスを利用しながら自宅で暮らしたい」と回答した人が全体の41.5%と最も多く、「自宅で暮らしたい」と回答した人は全体の69.1%となっています。

#### ■ 介護が必要になった時、どのように暮らしたいと思うか。



# 4 計画の体系

# 地域包括ケアシステムの深化・推進

# 目標①「健幸」で生きがいをもち、活動的に暮らせるまち

施策 **1**-1 生活習慣病の重症化やフレイルの予防に向けた取組み

●フレイル予防一体的事業

施策

要支援者等の能力に応じた多様なサービスを提供する取組み

\*

- 介護予防·日常生活支援総合事業
- 地域ケア会議推進事業

#### 高齢者の社会参加と生活支援体制の整備

施策 **1**-3

- 高齢者地域福祉推進事業(老人クラブ)
- 生活支援体制整備事業
- ●公共交通部局との連携

# 目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

施策 **2**-1 在宅医療と介護を一体的に提供する仕組み

在宅医療·介護連携推進事業

## 認知症の発症を遅らせ、「予防」と「共生」の社会を目指す

施策 **2**-2

- 認知症施策推進大綱
- 認知症総合支援事業
- ●権利擁護事業と成年後見制度利用促進事業

施策

高齢者の居住安定の充実を図る

2-3 ●有料老人ホームや公営住宅等、住宅部局との連携

施策

地域包括支援センターの機能強化

**2**-4

●地域包括支援センター運営事業

施策

地域共生社会の実現を目指す取組み

**2**-5

重層的支援体制構築事業等、地域福祉計画との調和

# **目標3** 介護保険サービスの安定した提供ができるまち

施策 **③**-1

2025・2040年を見据えたサービス基盤整備、人的基盤整備

施策 **③**-2

介護人材の確保・業務効率化の取組み強化

施策 3 - 3

介護給付等の適正化

※フレイル:高齢になって心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下した状態。

# 日 重点施策と重点目標

重点施策	主な目標指標	令和元年度 (2019年度)	令和5年度 (2023年度)
生活習慣病の重症化や フレイルの予防に向けた取組み	健康状態不明者の 個別的支援の人数	16人/18人中 (1自治会のみ)	100人/180人中
要支援者等の能力に応じた 多様なサービスを提供する取組み	いきいき百歳体操の グループ数	12グループ	18グループ
在宅医療と介護を一体的に 提供する仕組み	救急カプセルくじらくん 使用率	87.8%	100%
認知症の発症を遅らせ、 「予防」と「共生」の社会を目指す	認知症初期集中 支援チーム派遣数	7件	10件
高齢者の居住安定の充実を図る	地域見守り体制整備事業 (緊急通報装置)設置数	236件	236件
地域包括支援センターの機能強化	地域ケア個別会議開催数	150	180
地域共生社会の実現を 目指す取組み	包括的支援体制 ケース会議開催数	110	200
介護人材の確保・業務効率化の 取組み強化	人材確保のための 協議会設置	未設置	設置
介護給付等の適正化	ケアプラン点検数	10事業所 10件	全事業所 各1件



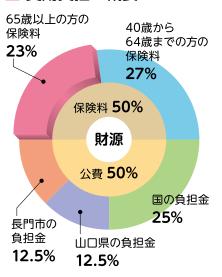
いきいき百歳体操



救急カプセルくじらくん

# 6 介護保険料段階と保険料額

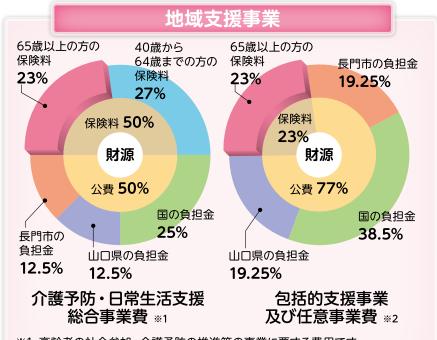
### ■費用負担の概要



## 保険給付費

#### 施設等給付費の内訳:

国 20%、県 17.5%、市12.5%



- ※1 高齢者の社会参加、介護予防の推進等の事業に要する費用です。
- ※2 地域包括支援センターの運営や生活支援の体制整備、認知症施策、在宅医療・ 介護連携、高齢者の地域における自立生活の支援に要する費用です。

	対象者						
	住民税課税状況		所得等		保険料率	年額(円)	
	世帯	本人	ਮਾਚਿਚ				
第1段階 非課税	非課稅	非課税	老齢福祉年金の受給者 又は生活保護の受給者		0.50	29,940	
	71 0/170	71 08 170	合計所得金額の合計	80万円以下	0.50	23,340	
第2段階	非課税	非課税		120万円以下	0.75	44,910	
第3段階	非課税	非課税	包 金収 額 へ	120万円超え	0.75	44,910	
第4段階	課税	非課税	のと   合   計	80万円以下	0.90	53,892	
第5段階	課税	非課税		80万円超え	1.00 (標準)	59,880	
第6段階		課税		120万円未満	1.20	71,856	
第7段階		課税	合計所得金額	120万円以上 125万円未満	1.25	74,850	
第8段階		課税		125万円以上 210万円未満	1.30	77,844	
第9段階		課税	額	210万円以上 320万円未満	1.50	89,820	
第10段階		課税		320万円以上	1.70	101,796	

発 行 山口県長門市

企画・編集 長門市市民福祉部高齢福祉課

〒759-4192 山口県長門市東深川1339番地2

TEL (0837)22-2111(代) FAX (0837)22-3680